

2019年使用 交通安全ポスターデザイン募集要項

■主催：一般財団法人全日本交通安全協会 毎日新聞社

■後援：内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省
NHK (以上、予定)

■協賛：全国共済農業協同組合連合会 一般社団法人日本自動車工業会 (以上、予定)

◆募集部門及び応募資格

☆一般部門A＝運転者（同乗者を含む）へ呼びかけるもの … どなたでも応募可

☆一般部門B＝歩行者・自転車利用者へ呼びかけるもの … どなたでも応募可

☆こども部門＝中学生以下（自分たち自身）へ交通安全を呼びかけるもの … 中学生以下

◆応募要領

一．募集期間 2018年11月下旬～2019年1月31日消印有効

二．募集内容

《1》スローガンの使用

各部門とも「2019年使用内閣総理大臣賞受賞スローガン（2018年11月下旬発表予定）」を**原文のまま**使用すること。

※ スローガンの漢字をひらがなやカタカナに変えたり、句読点や括弧などを付加した場合は審査対象とならない。

《2》作品サイズ

【一般部門A、B】

B3判（364[㍉]×515[㍉]） 縦位置のみ （今回から作品のサイズが変更になりました。）

【こども部門】

B3判（364[㍉]×515[㍉]）または四ツ切り画用紙（392[㍉]×542[㍉]） 縦・横位置自由

※ 障害をお持ちの方で上記作品サイズを描くことが困難な場合は、毎日企画サービス「交通安全ポスター」事務局へお問い合わせください

《3》応募点数の制限なし。共同制作も可。

《4》自作、未発表の作品に限る。他者の知的所有権を侵害しないこと。無断で他者の作品や顔写真、商品、商標等を作品中に入れないこと。

《5》パソコンを使った制作、レタリング、イラストレーションの使用や写真のデザイン化も可。

《6》制作上の注意

本ポスターデザインは交通安全を訴えるものであることから、交通ルールを順守したものとし、製作にあたっては、特に以下の点に注意すること。ただし、危険性を訴える目的の場合を除く。

- ・信号機、標識、標示などは正しく描く
- ・車内の人物はシートベルトまたはチャイルドシートを着用
- ・自転車は安全な利用方法で表現
- ・自転車はブレーキ等車体を正しく描く

【参考】 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

三. 応募方法

《1》個人で応募する場合 応募票を作品ごとに裏面に添付。応募票には①応募部門②住所（高校生以下は学校所在地）③氏名④生年月日⑤所属（学校名・学年又は企業・団体名）⑥電話番号（高校生以下は学校）を明記。応募票に名前等、必要事項が書いていない場合は、失格になることがあります。

《2》学校・団体・企業などで一括応募する場合 応募票とは別に、学校・団体・企業の所在地、電話番号と応募者全員の名前、学年、応募担当者・代表者（教諭など）名を記した一覧表を添付。

※ 一括応募する場合は、必ず一覧表のコピーを保存しておくこと。

◆送り先 〒262-0003 千葉県花見川区宇那谷町 1501-2

株式会社ベターサービス「交通安全ポスター」係

◆お問い合わせ 毎日企画サービス「交通安全ポスター」事務局

TEL：03-6265-6815 平日午前10時～午後5時

◆審査員 グラフィックデザイナー、主催・後援・協賛関係者

◆発表 2019年3月中旬の毎日新聞紙上とNHKテレビ

◆表彰式 2019年3月25日（月）予定

◆賞（予定）

内閣総理大臣賞<最優秀作>（各部門1点）＝賞状と賞金20万円

内閣府特命担当大臣賞<優秀作>（各部門1点）＝賞状と賞金5万円

文部科学大臣賞<優秀作>（こども部門1点）

＝賞状と本人に3万円の図書カード、在学期に2万円の図書カード

警察庁長官賞<優秀作>（各部門1点）＝賞状と賞金5万円

全日本交通安全協会会長賞<優良作>（各部門1点）＝賞状と賞金3万円

毎日新聞社賞<優良作>（各部門1点）＝賞状と賞金3万円

佳作（各部門とも若干点）＝賞状と賞金1万円

※ 最優秀作・優秀作・優良作の受賞者には副賞として盾を贈呈。

※ 中学生以下が受賞した場合は、賞金に代わり、最優秀作は本人と在学期にそれぞれ10万円の図書カード、優秀作は本人に3万円の図書カードと在学期に2万円の図書カード、優良作は本人に2万円の図書カードと在学期に1万円の図書カード、佳作は本人に1万円の図書カードとする。

参加賞 中学生以下の応募者全員に贈呈。ただし、学校からの一括応募の場合は、応募一覧表に記載された者に限る。

- ※ 応募作品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）など一切の権利は主催者に帰属するものとする。また、応募者は著作者人格権に基づく権利を行使しないものとする。
- ※ 応募作品は返却しない。パソコンを使って制作する場合は、データの提出を依頼することがある。
- ※ ポスター作成の際、作品下部に主催者名を入れるなど加筆修正することがある。
- ※ 申し込みに関わる個人情報は毎日新聞社及び運営事務局の毎日企画サービスが管理し、選考や表彰、次回以降の募集に必要な場合にのみ使用する。
- ※ ポスターの受賞結果について不服がある場合の異議申し立ては、発表日から 2 週間以内とする。